

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

10番、鈴木好行君より欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。



◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いします。

質問事項が複数ある場合には最初に一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は演壇及び一般質問者席で行い、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君、登壇願います。

[8番 山岸国夫君 登壇]

○8番（山岸国夫君） 一般質問を行います。

通告書に基づき2点、質問いたします。

一つ目は、今後の介護保険事業計画についてであります。

質問の趣旨については、昨年4月からあさひヶ丘の通所介護が廃止され、当時の利用者はこぶし苑の通所介護を利用することになりました。また、特別養護老人ホーム、あさくさホームの閉所となるなど、要介護認定者の施設利用が縮小されてきていると思います。

については次の項目について答弁を求めます。

1、現在の介護認定者の人員数（要支援1・2、要介護1から5までのそれぞれの人数）。

2、1の会の認定者、要支援者を含む、の施設利用状況、施設別、介護度別と、待機者がいればその人数、介護度別であります。3、今年は、只見町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年から9年の3年間）です。の中間点の年となっているが、あさひヶ丘の通所介護の廃止・あさくさホームの閉所を踏まえ、今後の介護計画をどのように検討しているのかを問います。

二つ目であります。

医療受診の負担に軽減対策を。

趣旨は、朝日診療所の常勤医師不在となり、入院病床の利用なし、平日診療の17時以降の診療、土・日曜の診療がない状況が続き、町民にとって不安な状況に置かれています。只見町議会も南会津郡の議員大会において、へき地診療所の常勤医師の確保について、福島県に要望しております。

今回の提案は、かかりつけ医の性格と一次医療体制のもと、専門医受診や入院では県立南会津病院、会津若松市内の病院にかかるねばならず、特に車の免許がない人にとって大きな負担となっております。検査の結果受診でも通院で一日がかりとなります。

これらの負担軽減対策として、医療介護連携サービスでICTを活用し、地域医療連携ネットワーク事業（住民・医療機関・介護施設が加盟）を福島県が主体となり会津地方の医療機関、介護施設、保健薬局のネットワーク事業を確立するよう町が提案することを求めます。

宮城県は、一般財団法人医療介護ネットワーク推進財団M I Y A G I（宮城県全域）を対象としております。神奈川県の鶴見区・神奈川区・港北区でサルビアねっと（一般社団法人、参加施設240、登録者数2万93人）。横須賀市はさくらネット（一般社団法人、登録施設数210件、登録者数1万3,250人）で運用をしております。

質問は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、8番、山岸国夫議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の、現在の介護認定者の人員数についてお答えします。令和7年6月時点において、要支援1が72人、要支援2が55人、要介護1が121人、要介護2が88人、要介護3が56人、要介護4が77人、要介護5が82人、総数551人となっています。

次に、2点目の要介護認定者の施設利用状況と待機者についてお答えします。

只見町介護保険の要介護認定者のうち、7月末時点で只見ホームに47人が入所、あさくさホームに5人が入所、介護老人保健施設こぶし苑には35人が入所されています。この他、町外の特別養護老人ホーム等に入所されている方が24人おられます。

なお、待機者については各施設で入所申し込みを受け付けているため、町は全体の把握はしておりますが、南会津会の特別養護老人ホームの待機者数については毎月報告があり、9月1日時点で只見町の待機者実人数は18人となっています。待機場所は在宅8人、介護老人保健施設5人、病院3人、その他2人です。また、只見ホームの待機者の介護度別人数は、要介護2が1人、要介護3が8人、要介護4が6人、要介護5が2人の総数17人です。

次に、3点目の只見町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてお答えします。

議員お見込みのとおり、今年度は計画2年目の年であり、年度内に第10期介護事業計画の策定に着手いたします。例年、介護計画の策定にあたってはアンケートにより町内の介護サービスのニーズと在宅介護の実態を調査し基礎資料としております。あさひヶ丘のデイサービス休止については既に第9期計画に反映されており、地域密着型通所介護の見込み量は減少の傾向となっています。あさくさホームの事業廃止については、第10期計画策定時において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み量に反映されます。

人口減少により高齢者の人口も減少に転じ、担い手不足による医療・介護人材の確保も困難な中、今まで通りの医療・介護サービスの継続は人材的にも経営的にも難しいものと推測されます。昨年度開催した、医療・介護・福祉在り方検討会から今後の方向性について提案をいただきしており、今年度はその提案を具体化するため、医療・介護・福祉の現場で直接携わっている方を中心に現在検討を重ねております。これらの検討結果も介護事業計画に反映されることとなります。今後の動向を踏まえ、必要なサービス量の見込みと確保、見込み量による保険給付費の推計、必要介護保険料の設定を行ってまいります。

次に、医療受診の負担の軽減対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、朝日診療所の医師体制について、昨年は一時的に常勤医師が不在となりましたが、福島県や福島県立医科大学のご協力により応援医師を派遣いただき、診療体制は縮小したものの中日中の診察を継続することができました。また、昨年11月には城先生を常勤医師としてお迎えし、さらに今年6月に三輪谷先生に加わっていただき、併せて県及び県立病院から応援医師を派遣していただくことで、従来の入院や夜間休日診療再会とまではいか

ないものの、外来診療、在宅医療を提供できる体制を整えることができました。朝日診療所の医療の確保にご協力いただきました皆様方に改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、議員にご提案いただいた I C T を活用した地域医療連携ネットワーク事業の確立を町が県に求めることについてでありますと、例として出されている宮城県や神奈川県等の事例を見ますと、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会が運営する、キビタン健康ネット事業と同様の内容と思われます。キビタン健康ネットは平成 27 年から運用を開始しており、今年度 9 月時点で県内の病院、診療所、介護施設、薬局等、合わせて 710 の機関が参加しております。町内においては朝日診療所とあいあい薬局只見店が参加しております。

キビタン健康ネットは、当事業に同意をいただいた患者さんの診療情報や調剤情報を参加施設間で共有できるシステムで福島県でも普及推進を図っているところです。朝日診療所に他の医療機関から患者さんの照会依頼が年に数件ありますが、情報連携後にどの程度活用されているのかは承知しておりません。医療機関等の参加数や県民の参加人数が少なく、運用面での課題があるものと思っております。また、当システムが議員がご心配されているような通院に課題を抱える方への負担軽減となり得るかどうかは現時点では判断が難しいところでございます。

しかしながら、 I C T を活用した情報連携は、べき地医療を支える重要な取り組みでございます。国ではマイナンバーを活用した医療 D X として、リアルタイムで医療情報を共有し一元化する医療情報プラットフォームの構築を進めています。オンライン資格確認や電子処方箋などもその一つですが、電子カルテ情報共有サービスも今年度内に本格稼働となる見込みです。只見町においても重要な事業と考えており、事業導入を見据え研究検討してまいります。

また、遠方への通院が難しい方への対策として、オンライン診療の導入により、朝日診療所での専門医による診察や退院後のフォロー対応の検討を進めてまいります。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは、介護保険の事業計画の今後の方向についての質問の項目から再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、介護認定者、人数、要介護 3 が 56 、要介護者 4 が 77 、要介護 5 が 82 人で、これ合わせると 215 人になります。

それで、その下のほうの2点目の施設利用状況と待機者。これ、施設利用者は只見ホーム、あさくさホーム、こぶし苑。これ合わせて111人です。その差が104人になって、要介護3から5の17人含めると相当な開きがありますが、この開きの人数はどのようになっているか、お答えお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今の質問にお答えしますけれども、要介護認定者の人数と、施設入所者の人数との、その差という部分でございますが、どういった状況でおられるかについて、詳しい人数をここでお答えすることはできませんけれども、あくまで施設入所については利用者様のお申し込みにより入所をいただいておりまして、待機者につきましても利用者、利用を希望される方の申し込みになってございます。それ以外の方については在宅でお過ごし、もしくは入院等されている方なのかなというふうに推測はいたしております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、その待機者の中で、要介護3から要介護5。これ、総数17人になってますが、特別養護老人ホームは介護保険法の改正で要介護3から要介護5の人が対象というふうになっておりますけれども、これらの人には、今、先ほど答弁あったように、まだその、施設入所の希望がある、あるいはない。その辺の区分けについてはわかりますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 3の17人ということで、かなと思いますけれども、申し込みがないという時点で、施設入所の希望はない、今のところはないのかなというふうに把握しております。また、只見ホームに待機をしている方17人については施設入所を希望されているということで、入所判定会等での入所の順番を待たれているという状況でございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） あさくさホームの閉所については全員協議会でも報告されました。この第10期の介護保険計画との絡みでの、これ報告になりますけど、あさくさホーム、まだ現在、5人、入所されているということで、正式な廃止というのは第10期計画の中で提起されるのか。その辺について、これだと大体、まあ、私の質問、廃止というような表現いたしましたけれども、まだ存続していると。で、そうすると、来年度が第9期の最終年度ですから、来年度中も運営されて、10期の中での判断というふうに、ここだと読み取れるんで

すが、その辺の扱いはどうなりますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） あさくさホームの入所者でございますけども、今回の答弁書に書かせていただいたのは7月末時点の数字ということで、現在、今時点ではあさくさホームには2名の方が入所中でございます。3名の方は他の介護施設等に移動となってござります。

あさくさホームの廃止について、第9期計画中なのか、第10期になってからなのかというご質問でございますけれども、あくまでも介護保険事業計画というのは、その介護のサービス料の見込料から給付の額、そして、それに対しての介護保険料の額を割り出すといった内容の計画になっておりまして、その施設の廃止をする・しないを判断する計画では、性格上ないというものでございます。実際に、その入所者がゼロになった時点で、南会津会のほうで事業の廃止の届け出をすることで、あさくさホームはその時点で廃止となるのかなというふうに思いますので、おそらく第9期計画中にホーム自体は廃止になるものというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） ちょっと長くなりますが、この介護保険制度について考えてみました。

第8期介護保険事業計画の時に、私、この場で一般質問させていただいて、加入者、いわゆる町民の方から見れば、2010年に介護保険制度、25年前ですが始まりました。その当時から比べて約20年の間で保険料は約2倍。で、その後、第9期の中でも値上げになってますから、さらにその金額は大きくなっていると思われます。

この介護保険の中身では、今、介護の提供体制の危機ということも言われております。それは人材不足、サービスが受けられない。そして、働いている人の賃金の安さ。で、労働環境の過酷さ。これらが挙げられております。

そしてまた、サービス利用にあたっては四つの壁があつて、これが全国的には保険あって介護なしと言われている（聴き取り不能）ですが、まず、要介護認定を受けなければならぬ。健康保険証であれば、保険証を持ってどの医療機関にも受診することができます。介護保険法では、保険証が配付されても、そのまま使うことはできない。要介護の認定を受けなければ、これを使うことができない制度であります。

それと、あさくさホームの廃止の問題にも関わりますが、いわゆる施設の不足です。入り

たくても入れない。介護事業者、施設、働く労働者の労働環境の過酷さ、そして低賃金に置かれている状況ある。こういう点からの大変さ。

それから、3番目が利用する際の負担です。これも1割、そして2割、3割というふうに所得によって段々段々、値上げされております。

それから先ほど言いました保険料が、介護保険、発足当初から2倍以上になって、介護認定者、介護保険の1号認定者が倍以上に、その介護保険料がなっているという状況にあって、これは利用する側にとっても大変な問題であります。

先ほど言いましたように、2000年の4月にスタートしましたが、この間、現在に至るまで、政府は改悪につく改悪を続けました。地域支援事業では2014年の法改正で要支援1と2と認定された人に対し、訪問介護、通所介護が地域支援事業を通じて行われるという法改正を行いました。

そして、2015年には、サービスを利用した場合、介護保険導入当初は全ての利用者の利用料は所得に関わらず1割負担。それが2015年、平成17年8月から2割負担。そして、2018年8月からは、これは所得に応じて3割負担という改悪が行われております。

そしてまた、施設サービスの利用についても、食費や居住費。これも2005年の制度改変で原則として全額が利用者の負担に、というふうになってきております。

さらに、2014年の法改正で、市町村民税非課税世帯でも保険給付の対象絞り込みを行い、非課税者に課税世帯と同額の負担を強いる改悪も行われております。

そしてまた、特養老人ホーム入所対象者を要介護3以上に限定するという改悪も行われました。

そして、施設運営にとって大変な問題は介護報酬の大幅な削減であります。2003年は2.3パーセントの減。2005年から6年度で2.4パーセントの減。2015年度報酬で4.48パーセントの減。2024年度、昨年ですが、本体と処遇改善加算、合わせて、プラス1.5パーセントになっておりますが、しかし、訪問介護の基本報酬が2・3パーセント削減され、経営難に喘ぐ訪問介護事業に大打撃を与えております。

それで、今年の6月末の時点で、訪問介護事業所がない自治体数が2020年4月の報酬引き下げによって訪問介護事業所のない自治体が累計で115に今なっています。福島県では訪問介護事業所がない町村が8。そして、一つの自治体は只見町も含めて21町村です。

全国でも残り一つという、訪問介護事業所が一つのところ、これは269に増えておりま

す。ということは、いかにこの、報酬の引き下げによって、施設が、訪問介護事業所が廃止、閉鎖されているかという点では、この介護者への施設の提供という点で非常に大変な状況に置かれているというふうに思います。

只見町の場合は、この訪問介護、今、社会福祉協議会で、去年かな、今年からかな、行つておりますけれども、私もこの社会福祉協議会の評議員になってまして、その決算を見て、まだ黒字経営がありました。それについては良かったなと思います。

厚労省のこの介護報酬の改定の中で、やっぱり都市部を中心に、儲かっている訪問介護ステーションだけをピックアップした内容での審査。ですから、只見町のように移動距離が多い、過疎地での訪問介護というのは、都市部での距離が短い、あるいは有料老人ホームなど、施設入所者の極めて交通費がかからない対象者を対象としている施設とは比べものにならない中身があるというふうに思います。

そういう点では、国の制度そのものが、やはり私は変えて、もっと介護保険にお金を国が投入して、施設の待機者なしの施設確保、そしてまた、施設で働く労働者の賃金の上昇、労働環境の改善。これらをやはり、町というより国の責任として私は対応すべき課題だというふうに思っております。

そういう点で、先ほどの、答弁いただいた中身に戻りますけれども、先ほど、待機者の数について、各施設で入所申し込みを受け付けていて、町は全体として把握していないという答弁に、これ、なってます。で、毎月、9月1日時点での、毎月報告があるということなんで、町はこの辺の動向については、月々、待機者の数はつかむという中身になっているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今ほどあの、山岸議員に様々、介護保険事業計画について、介護保険についていろいろお話をいただきましてありがとうございました。

施設の待機ということで、介護保険を申請されて、介護保険に加入をされて、例えば只見町で認定を受けた場合については、只見町以外の施設をご利用いただくことも只見町の介護保険の加入者として利用いただくことができる制度になっています。地域密着型のみ、自分の介護保険の市町村の施設を利用するっていう形なんですけれども、その介護認定を受けた方が、何処の施設に入所の申し込みをしているかというのは、実は町では把握をしてございませんというか、把握できません。ただあの、入所された場合については施設への給付が

ありますので、どこどこの施設に入所しているということは把握はできます。それが町内なのか、町外なのか、どういった施設なのかというようなことを把握することは可能です。ですので、その要介護3以上の方で、ここに載っていない方が、どういうお過ごし方をされているか。そして、どこの施設に申し込みをされているかというのは、申し込んだ人から情報提供がないと私どもとしては把握することができないという状況です。

毎月報告をいただくのは、南会津会の、南会津郡内にある特別養護老人ホームの待機者については南会津会のほうから毎月、報告がございますので、それについては把握をしているという内容になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、これから第10期計画を作るにあたって、今、施設の入所者、そして、只見町内の施設利用している人は、聞けば、これ、わかるでしょうし、給付の状況からもわかる。で、要介護3から5で、町外の特別養護老人ホームに入ってる人については、住所はそれぞれの施設の住所に移しますが、介護保険法では只見町に給付の責任というか、あるというふうに私は理解しているんですが、そういう点では他施設への入所者についての掌握というのは給付の面からも今、掌握されてますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 只見町の介護保険で認定を受けている方が、町外の施設に入所をされた場合については、只見町の介護保険に該当する方、住所地特例になるんですけれども、勿論、把握をしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、第10期計画を作るにあたっては、これらの今、要介護3から5、待機者17人と先ほど答弁ありましたけれども、私はやはり、近くの人達の状況見てて、老老介護だったり、ヤングケアラーというのは私はあまり見てないんですが、やっぱり老老介護で大変な状況に置かれているというのは、よく目につきます。だから、そういう点では、この要介護5で待機者というのは、これは大変な実態だなというふうに私は思います。こういう人達を、やはり、みんな保険料は払ってあるわけですから、施設の、こういう人達が入る施設の計画というのは自治体にあるというふうになるわけですから、この辺は、あさくさホームも大変な赤字を抱えていての運営にずっとなってきてましたけれども、そういう点では第10期計画の中で、待機者問題含めて再検討する必要あるんじゃないかなと、

あさくさホームの廃止ね。只見ホームで全部、この人達を回収できるという見通しがあれば、それは良いでしようけれども、やはり、保険料払って、しかし、施設を利用できない。これがまさに、先ほど言いました、保険料を払っていることがあるけれども介護が受けられない、介護の危機の状況だというふうに私思いますので、その辺の第10期計画についての考え方というのは、この辺の扱いはどうなりますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 実際に只見ホームについては、要介護5の方も待機されているという状況でございますが、この方がどこで待機しているかにもよるかとは思うんですけども、実際に、特別養護老人ホームに入所されるにあたっては、待機者の中でその入所判定会というのを開催をして、優先順位の高い方から入所をしていただいているという状況でございます。例えばご家族で、在宅で介護が継続できる状態である。もしくは、病院に入院をしていて現在、入所できない状況であるとか、様々な状況がありますので、ここにある数字だけで判断することは難しいとは思いますけれども、優先順位の高い方が入所をしているということはご承知おきいただければというふうに思います。

また、介護度が高い方全てが、その施設の入所を希望しているというわけでもないという現状も実はございます。やはり、住み慣れた家ができるだけ長く過ごしたいという方もいらっしゃいますので、そのための訪問介護であったり、訪問看護であったりするのかなというふうにも思ってございます。

10期計画の中においては、こういった現状をアンケートという形で、まずは現状を把握させていただいて、あと今までの介護給付等の利用状況等を勘案をして、今後のサービス料の見込みというものを割り出す経過をたどります。その中で勿論、待機者をずっとこのままにしておいていいわけではないので、なるたけ利用していただけるような計画にはしますけれども、待機者の数、ちょっと細かい数字はあれなんですけれども、本当に10年前と比べると、本当に少なくなってきております。このままでいくと、たぶん、待機者ゼロで、もしかすると施設のベッドが埋まらないという状況が来る日もあるのかなというふうに私のほうでは思っておりますので、全体的な中で第10期の計画のほうは、これから検討ですけれども、していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 10期計画にあたっては、是非、加入者の状況を鑑みた対応をお願い

したいと思います。

次の、2番目の問題に入ります。

私の、ちょっと認識不足から、キビタンネットがあるというのを、この質問をする時点では欠けておりましたので、それを前提に再質問をさせていただきます。

この情報提供施設というのが、このキビタンの中にはあって、そこでは会津と南会津の中では竹田病院、山鹿クリニック、医療センター、それから会津中央病院、県立南会津病院というところが情報提供施設というふうになってました。朝日診療所もこの情報提供を2016年6月1日から2019年9月30日の間で情報提供施設となっていました。

それで、この情報提供施設という位置づけと、朝日診療所が何故この16年から始まって19年で終わったのか。その内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） キビタン健康ネットさんの情報提供施設というのを何故、朝日診療所がそうでなくなったかという件については、大変申し訳ありませんけれども、私、この時点でその理由については存じてございません。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それじゃあ、後でも結構ですから、その内容についてお答えいただきたいと思います。

私がこの質問したのは、いわゆる診療所では受診できない診療について、やはりその、田島、坂下、若松まで行かなければならない。若松まで行けば、ほとんど一日費やすと。で、この中で、例えばこの、検査だけして、その結果は次に、診察日でお知らせしますよと。入院が伴うものであれば、それはそうはいかないでしょうけど、例えばCTやMRIの検査で、その内容だけお知らせしますよという診療内容だったらば、このキビタンネットを使って朝日診療所でも聞くことができるんじゃないかというのが発想の原点です。そうすれば、一日かかるて若松まで行かなくとも診療所ですむと。これは相当なやはり、医療機関にかかる患者にとっては負担軽減になるはずなんです。

そういう点から、あちこちの例、神奈川県の例や宮城県の例を申し上げましたけれども、これはあの、画像診断も含めて、全部、それぞれの加入医療機関が見れるということになりますから、例えばMRIの写真なんかも全部、朝日診療所でも加入施設ですから見ることができる。ただ、この答弁の中で、加入者が非常に少ない。これ、私はあの、これの、県も

含めた、町村も含めた、宣伝が足りないんじゃないかと思うんです。私も診療所でこのキビタンネットの加入はいかがですかというふうに聞かれたことは一度もありません。若松や他の医療機関にかかりましても、この内容については聞かれてません。また、そういうふうに、これ利用してはどうですかと。若松で検査受けて、その検査を聞くために、またもう一日行きました。ほとんど、一日に近い時間が要しております。私、車運転できるから自分で行きましたけど、これが車の運転できない人だったら、大変なやはり、苦労だなど。病院に行くだけが。というふうに思って、この質問の趣旨になったんですが、そういう点ではもっとやはり宣伝をして、そして、キビタンネットに加入する人を増やす。こういうメリットありますよということも含めて進める必要があるんじゃないかというのは痛感しているところなんですが、その辺、町として、どのようにこれを進めるか、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長兼朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今の山岸議員のご質問でございますけれども、まず、まあ、他の医療機関での検査の画像データを診療所でできないかということにつきましては、現状あの、例えば、キビタン健康ネットを使用しなかったとしても、その受診した医療機関のほうから、次は診療所のほうで説明を受けてくださいといったような、医療情報の提供があれば、あくまでもオンラインでなくともできるのかなというふうには思っております。ただ、私、医師ではありませんので、想像にはなってしますけれども、例えば、専門医、専門的な、例えば判断が必要な結果だった場合、診療所でその画像を通して適切な判断が可能なのかどうか、というのは少し判断が分かれるところなのかなというふうに思います。

現状、今あの、所長の城先生については、呼吸器内科の先生ということで、そういった画像であれば適切な判断ができようかなとは思うんですけども、それが例えば脳のMR　Iのものについて診療所で適切な説明ができるのかなというふうな、少しそういった疑問は私のほうでも持っております。

勿論、加入者、加盟の医療機関が少ないとことについては、本当にPR不足というのは福島県、当団体においても、そこは反省ということでPRを進めてはおるところでございますけれども、なかなか、利用が進んでいないというのが現状なのかなと。

あとマイナンバーの、マイナ保険証の導入によりまして、例えばお薬情報であるとか、簡

単な受診情報であれば、本人の同意があれば、その日のうちに、そのマイナ保険証を使った日であれば情報を閲覧できるというシステムもございますので、そちらのほうを使われているところもあるのかなというふうには思っております。

そのキビタン健康ネットを推進するのか。例えばこれから国が進めようとしている、その電子カルテの供用サービスというものを導入するかについても、診療所のようなへき地医療機関では必要なシステムだと思っておりますので、先生方とも相談しながら、より良い形に、患者さんに利益が出るようなシステムの導入については検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これは現在あるシステムをどのように有効活用して、それで町民の、いわゆる医療機関の受診の軽減をどう図っていくかと。それが私は研究テーマの中身だと思います。

今、答弁の中ありました、これ、医療機関ネットワークは、たぶんあの、厚労省が推進して、厚生労働省。で、厚生労働省のホームページの中にも、この全国のネットワークの状況が出されてました。そういう点ではやはり厚生労働省は、これ、音頭取って進めたのかなというふうに私はそのホームページ見て理解しましたけれども、マイナンバー制度と、これはまったく別ものだというふうに私は考えております。私はマイナンバー制度反対ですから、マイナンバーカード持つてません。で、このネットワークではマイナンバーカードなくとも、全て、その薬の情報もわかります。これはだから病院、診療所、開業医、それから保険の薬局、全部網羅しているわけですから、そういう点での負担軽減になるような、先ほど言った、若松で受診して、その検査報告だけ診療所で受けられないかという点について、ちょっと研究をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） マイナンバーをお持ちでない方への対応ということで、そういったこのキビタン健康ネットを、そういった利用の仕方ができるのかについては、私どもの事務の判断では、できるとも、できないとも、今お伝えすることはできませんので、そこはあの、医師のほうにそういった利用ができるかどうかについては確認をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○ 8番（山岸国夫君） ちょっと舌足らずの質問になったような感じですので、マイナンバーと、このシステムとは、まったく私は別個のものというふうに考えてます。ですからあくまでもマイナンバーのほうは、脇に置いておいて、このキビタンネットでいかにこの受診の軽減ができるかどうか、そこを是非、研究していただきたいという要望です。

再度、答弁お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） キビタンネット事業の推進については、各医療機関でもやつておるところもございますし、以前は専用の窓口とか、会津若松市内の大きい病院等では専用の窓口等も設置されていたかと思います。こういった事業があることの周知については診療所のほうでもさせていただきたいなと思います。

またあの、ただ、こういった状況、こういった事業を利用する申出自体は、利用する本人の方にしていただくほかありませんので、それについてはファックスでお申し込みをいただくか、診療所に申し込んでいただいてもいいんですけども、そういった利用の仕方についての周知のほうは取り組ませていただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○ 8番（山岸国夫君） 周知も含めて、その活用の方法も含めて、是非検討をしていただくようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

3番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3番、酒井右一君、登壇願います。

[3番 酒井右一君 登壇]

○ 3番（酒井右一君） 通告に基づきまして、3番、酒井右一、一般質問を申し上げます。

一つ、小学校、只見町立小学校の統合と幼・保・小の連携はということあります。

内容は、令和7年6月議会において、当局は8月末頃までに只見町小学校改革審議会の中間報告を得られるとの答弁を行い、また、その在り方検討懇談会の検討結果も統合する方針は同じという見解を示されました。

これらを前提として、以下の質問についてお伺いいたします。

1、各小学校の今後の統合方針について早急に示すべきかと思うがどうか。これについては公共施設管理計画を踏まえてお伺いいたします。

2、保育所・幼稚園・小学校の連携における課題を早急に解決すべきと考えるが、町の対応方針はどうか。特に各施設間の連携についての考え方を示されたい。

3、現状のこども園の施設、ブナの森こども園ですかね、こども園として非常に劣悪な環境とも言えますが、施設の全面改修の必要性について町長の見解を伺います。

2として、宿泊、飲食事業者への支援はということです。

町内では人口減少が止まらず、宿泊・飲食事業者の減少も著しい状況です。地域経済の維持・活性化の観点から、個人事業主に対する支援が必要と考えるが、以下の点についてお伺いいたします。

1、過去の只見町宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金において、後継者不在の事業者や住環境支援に課題があったと認識しているが、制度を再設計し、起業と事業継承に重点を置いた補助事業を再開する考えはありますか。

2番、只見町は大変な豪雪地帯であることが起業の、生業を起こす障壁となっている現状について、町としてどのように捉えて、対応策を講じているのか。世界一の、だと思います、この豪雪地帯として、これを雪見の短期滞在型観光施策に活かせないかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 3番、酒井右一議員のご質問にお答えいたします。

小学校統合と幼・保・小の連携はとのご質問ですが、項目ごとにお答えいたします。  
1点目の各小学校の今後の統合方針について早急に示すべきではないか、公共施設管理計画を踏まえて聞くについてであります。

小学校の統合方針につきましては、9月8日に、只見町小学校改革審議会から答申をいただき、今議会初日の議会全員協議会でご説明させていただいたところであります。町といしましても、この答申を重く受け止め、少子化の進む本町において将来にわたり安定した教育環境を確保するため、小中一貫教育を見据えた小学校の統合を進めてまいりたいと考えております。

なお、他の公共施設の在り方や財政状況を総合的に勘案し、できる限り早期に具体的な計画案をお示ししたいと考えております。

2点目の保育所・幼稚園・小学校の連携における課題と町の対応方針についてであります。

保育所・認定こども園と小学校の連携は、子どもたちが安心して就学を迎え、こども園で培った力を小学校での学びにつなげていくために大変重要であると考えております。

認定こども園の開園を契機に、幼児教育と小学校教育の効果的な接続を図ることを重視しており、その取り組みの一環として、こども園と小学校の教職員による相互参観や合同研修を実施し、共通理解を図りながら連携を深めているところであります。今後も、子どもたちが安心して就学できるよう、引き続き取り組みを強化してまいります。

3点目の現状のこども園施設はこども園として劣悪な環境とも言えるが、施設の全面改修の必要性について町の見解を問うについてであります。

現こども園は、児童数や職員数に対して十分な面積が確保されておらず、園児や職員にとって快適な環境とは言い難い状況にあります。

園児がのびのびと活動でき、また職員が心身ともに健やかに勤務できる環境が整ってこそ、子ども一人ひとりに寄り添った丁寧な教育・保育が可能となり、子どもたちの健やかな成長につながるものと考えております。

このため、施設の全面改修は必要であると認識しており、こども園の新たな整備計画について検討を進めてまいります。

二つ目の宿泊、飲食事業者への支援についてお答えいたします。

はじめに、過去の只見町宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金を再設計し、起業と事業承継に重点を置いた補助事業を再開する考えはあるかについてでありますが、令和7年4月に現在の産業振興対策事業補助金要綱を改正し、補助対象事業に創業支援事業を加えました。補助対象者は、①新規創業及び新規創業2年以内の法人又は個人事業者、②第二創業を行う町内法人及び個人事業者です。助成内容は補助率5分の4、補助限度額200万円です。5年間の創業計画に基づき、創業に係る経費に対して補助を行うものです。

次に、豪雪地帯であることが起業の障壁となっている現状について、どのように捉え、対策を講じているかについてですが、確かに雪は地域資源である一方、起業にとっては物流、人材、コスト面など多くの障害があることは確かです。要綱改正を行い、創業支援を加えましたが、今後、八十里越が全線開通し、冬期間通行が可能となった場合、物流面での大きな効果を期待しているところです。

続いて、世界一の豪雪地帯として、これを短期滞在型観光施策に活かせないかについてですが、本町では、雪まつりが代表的な冬のイベントとして定着しています。豪雪期は交通ア

クセスの問題が生じることもありますが、短期滞在型観光施策に活かしていくことは十分可能と考えます。雪国ならではの冬の暮らし体験型企画など非日常を味わる魅力的な誘客メニューであり、今後様々と知恵を絞ってまいります。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 再質問をいたします。

まず、その前に、9日の全員協議会の中で、私の質問の大部分が完結してしまいました。なので、改革審議会の会長さん、目黒会長さん、あと14・5名の、14名さんですか、この結論を導くには大変、悩みも葛藤もあったことだと思います。この町史に残る大きな審議会の結論だったと考えます。私、議員としても心から感謝申し上げます。

なお、一つ、苦になることがありますて、現状の朝日保育所を使ったブナの森こども園。この事務所、それからどのような活用をされておるか、どこを直されたのか。それは私、通常議会の会期が開催中でありますて、議員としての議員活動が認められておりますので、議員資格証明書を持って調査に行ってまいりました。そうしたところ、まあ、皆さんご存じでしょうが、旧事務所に7・8人、8人・9人の方が一時的に机を並べておられる。しかもその、肘掛けの付いた椅子を使って座っている状況ではない。丸椅子使っていると。はては、便所が足りない。改修されたにしても。さらには、相談室、保健室、ベッドもない。私が行っているいろいろお伺いしたとしても立ち話でした。このような状況で、やはり職員は精神的なストレスを相当抱えるものだと私は思います。職員の精神の安寧がなくして、やはり、そこでこども園を円滑に運営するというのはなかなか難しいんじゃないかなと思って、切に思ってまいりました。可哀そうです。なんせ、この部分については、この1の質問について申し上げておきたいものだと思っております。なんとか早く、最終的には令和10年という、9日の全協の中でおおよその方針を示されましたが、なんとか職員の待遇改善を図っていただきたいなと。最後に、この課題に対して残ったものはそれだけです。

本当に審議会の方々については御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さてあの、まず、次のその、宿泊事業者への支援はということで、これ、実はあの、今回、私も相当、ストレスを持っておりますが、町長にお伺いしたのは、この元というか、旧というか、今新しくなったものは非常に事業規模が小さいなというふうに感じております。

当時、宿泊・飲食事業補助金の事業費の、その補助、町が補助をした金額は8,141万にのぼっております。まあ、これによって、相当、皆さん方、自己資金も勿論ありますので、

投資をされましたから、良くなつたと思っておりますが、この制度、この制度の再設計をするにあたり、この制度の総括を町長にしていただきたい。良かった点についてはわかりますので、まあ、これはまずかったなという、反省点について、課長でもいいです。簡単に、箇条書きと言いますが、箇条的でも良いので、反省点について町長にお伺いしたい。お願ひします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） ただ今あの、一般質問で、まず、最初の1点目の小学校の統合と幼・保・小の連携はというところでお話をいただきました。これに対して、教育委員会のほうから、私のほうから、お答えというか、今後の方針なりをお伝えいたしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それで、小学校の統合につきましては、全員協議会でもお話させていただいたとおり、これまで2年間をかけまして、この小学校の在り方を調査、審議を重ねてまいりました。その結果、答申は中学校に接続して小中一貫校として速やかに統合すべきだという満場一致の意見でございましたので、その意見を尊重し、町長も重く受け止めまして、これからその内容については、しっかりと町民にもお伝えしながら、次期振興計画に位置づけをして、速やかに統合に向けて進めてまいりたいというふうに考えます。

それからもう1点、こども園の改修についてでございますが、これもあの、酒井議員が足を運んでいただきまして、現在のこども園の状況を具に見ていただきまして、その状況を今ほどお話をいただきました。こども園は今年の4月に、保育、教育、そして子育て支援というソフト面を優先して開園してまいりましたけども、この施設の整備の必要性。これについては保護者からも多く寄せられておりまし、その状況は理解してございます。ので、現在、不便な状況の中で保育士が懸命に毎日、子どもたちを守り育てていただいている件については本当に感謝しているところでございます。施設整備につきましては、この第3期の子ども・子育て支援事業計画にもしっかりと位置づけしておりますので、今後、具体的に子ども・子育て会議を開催しまして、具体的な施設計画の内容についても調査、審議をしていきたいというふうに私は考えてございますので、それに必要な予算につきましても直近の議会でお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私のほうから2番目のご質問についてお答えさせていただきます。

宿泊・飲食事業者の方々への新たな支援制度、また前回のその制度の取り組んだ結果の反省点、そういったところについてのお質しをいただきました。

前回は、ちょうど只見町がユネスコエコパークに登録になった直後でございまして、観光面、そして誘客面に力を入れていきましょうという方向性を確認したところです。それを考えた時に、いわゆる宿泊・飲食のキャパシティーが少ないんではないかと。併せて、バリアフリーとか、Wi-Fi、そういうもののサービスもまだ十分整っていないという現状を鑑みまして、宿泊事業者併せて飲食事業者の方へ制度を立ち上げさせていただき、段差のないバリアフリーの部屋、部屋数を増やす、Wi-Fiで通信環境を良くするということで取り組んでまいりました。その財源としては当時の地方創生交付金を国の財源として、3ヶ年で…

○3番（酒井右一君） わかったから、反省点を簡潔にお願いします。

○町長（渡部勇夫君） はい。

やってきましたが、反省点としては、議員のご質問にもありますように、やはり事業承継、それが継続的なところの確認はされていませんでしたので、様々な課題もあったかなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今回のこの件についての質問ほど、悩んで、嫌だなと思ったことはありませんが、決算議会の質問で出なかったので最終的に私がせざるを得ません。

今あの、前（聴き取り不能）制度の中で、補助金の返還命令を出している方が1名、1事業所あります。これについて、今の町民生活課長さん、それからまあ、現在の担当者の方々、本当に骨折って気の毒に思います。資料を取り寄せますと、計算で100ペんも催促されております。

令和4年の12月18日に町長は、只見町宿泊・飲食事業者補助金の返還命令を発出しています。また、町の補助金を受けた事業者は返還命令や請求書、督促状が発行されているにもかかわらず、今だ返済されていません。返還されていません。金額は212万4,000円。これに遅延損害金が6万3,000円ほど。経済産業大臣特別認可法人である只見町商工会と、地方自治体たる只見町の間で、この事業の補助金の返還をめぐって今、問題が起きております。

問題の渦中にある町と商工会はともに地域社会において、信用と信頼を失う最大の危機を迎えるとしています。何故なら、これが時効を迎えたなら、地域住民は、あるいは町民、さらにはあらゆる機関、団体が、ああ、そうか、返さなくてもいいんだと、絶望する事態になります。信頼を失います。結果して、町民の納税意識、意欲や、一般の金銭貸借関係、それに秩序に恐ろしい影響が蔓延すると、そういった事態を迎えることだと、なるんではないかと懸念しております。

さらには、こうした場合、次世代、子どもたちにこのことをどう説明したらいいか、とても説明がつきません。町職員は、先ほど申し上げましたが、補助金返還命令を行使すべく、補助金回収の職務を誠実に遂行しています。100回。結局、結果はともなっていません。今日に至っております。

この事業の解決は、この事案の解決は、もう職員の職務、職務専念の義務というものがありますけれども、その職務の範疇を超えていっているのではありませんか。担当職員は債権の回収。その係であります。誠に気の毒に思います。

町長はこの事態を、町長自ら解決する段階に至っているのではないか。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今のご質問にお答えいたします。

前回の宿泊・飲食事業者の支援制度の中で起きた事案でございます。

継続的に、持続的に、その業を営んでいただけるという認識の下に補助をいたしまして、商工会を通じて支出したものでございますが、その後、持続的、継続的な事業を営んでいただくことに至らず、その後、実質的に廃業されたという事案でございます。

これにつきましては、ただ今、議員からお話を伺ったように、その都度都度、督促、督励に努めておるところでございますので、先ほどお話を伺ったように時効が成立しないように、必要な時々に応じて請求をしておりまして、決してその時効を成立させないということがまづもって必要だというふうに思っております。

そのうえで、もう一つ、町税とは異なりますので、強制力を持って、例えば差し押さえとか、そういったところまでは現在のところ想いが至っておりません。ただ今、議員から非常に率直に、かつ厳しいご意見をいただきましたので、このことは当然、認識しておりますが、引き続き、この督促、督励に努めていくというところを申し上げさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 町長は時効に対する認識が甘いんではないですか。私の、人を傷つける発言をしたくありませんし、みんな、親しい方ばっかりです。なので、慎重に調べました。東京地裁、大阪地裁、最高裁も時効に関する判断は同じです。請求書を出そうが、督促を出そうが、返還命令を出そうが、時効は既にカウントダウンが始まっています。裁判、判例です。そういう裁判の判例なり、民法に基づいて今の答弁あったのか。もう一度お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私の認識としてそのように申し上げました。が、顧問弁護士もおりまし、この件について相談したことございますが、改めて、その辺のところは法的なところは確認したうえで、正式な話をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） この件について、長ったらしく喋るつもりはありません。おっしゃったように、いわゆる行政間あるいは民間同士の手紙のやりとりでは時効は停止しません。法定代理人、弁護士による裁判所における通知ないしは執行から、それがあれば時効が一時ストップされるというふうに最高裁の判例では出ております。大阪地裁、東京地裁も同じです。今、町長がお答えになった顧問弁護士おられるなら、早急にやらないと、3年ぐらい経っております。やりますか。やりませんか。やらなければ時効が成立します。いかがですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 具体的なご指摘、お質しをいただきましてありがとうございます。法的なことにつきましては、改めて顧問弁護士と協議し、そのうえでしかるべき対応をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） そこまでの事態にならぬうちに解決できませんかな。

200万そこらの金。しかし、申し上げたように、今、この1秒、1分、60分、時効成立に向かって今、時計の針が動いております。仮に時効が成立すると、申し上げたように、役場の信頼、相手は只見町商工会ですよ。通商産業大臣が認めた特別認可法人。このような社会的な大きなインパクトを持つ団体の間で、うやむやになってしまふお金が出てくるということは、申し上げたように、後世、子ども達に説明できません。あなた自身に大変な責任

が被ります。なので、なんとか、ほかの手段があるならば穩便に返していただきたいと。それがルールですから。募集要綱にきちっと書いてあります。補助金返還させますと。何を無茶言ってるわけではありません。

まあ、私の調べでは、最短、時効が成立する。この件の時効が成立するのは最短で5年、あるいはまあ、様々な要件ありますが、私、法律家でも弁護士でもありませんので、最短5年で、中には10年というケースもあるそうですが、ここで時効中断させなければ、中断させる方法は今、町長自らおっしゃった、裁判所からの執行があれば、執行というのは何らかの裁判所の介入する事態になれば、その段階で時効、一時中断するそうです。そう書いてありました。今言ったように、返還命令出したって、督促出したって、請求書出したって、時効は中断しないそうです。これは最高裁も含めて、今申し上げた裁判所の一致した見解です。

なので、なんとか早く、これを解決するために、最悪、裁判所を経由した何らかの執行がなければ、時効になってしまえば、法的には返せという権利がなくなるですから、犯罪も借金も同じことですよ。ひょっとして、それ待ってるわけでは、まさか、ないと思いますけれども、大変な事態に今なっています。秒読みですよ。なんとかこれ、町長自ら旗振って、第三者委員会開くもいいでしょう。それから、みんな聞いてけやれって言って、広報なり何なりで表記するのもいいでしょう。私も本当に嫌な話をしております。だけど、皆さん、滞納者だって、納税の納入計画を立てさせられて、納めておりまし、水道料だって、わからぬえで何十万円という水道料払っているお方もいらっしゃいます。これはもう、完璧に規則・要綱に当てはめて、義務を負った補助金の受給者、町からすれば、補助金は町が商工会に出したんであって、補助金を返還する立場は商工会です。法的な争いが嫌であれば、なんとか穩便に解決して、もう町長が出る幕なんです。とっくに。皆さん、100回も職員言ってるんですよ。俺、実際、数えましたからわかります。なんとか、職員をかわいがってやってください。

本当に嫌な話です。仮に時効が成立して、補助金が返済されない場合の町長の責任、これについて、どう考えられてる。町長、あの、第1期の補助金の資格決定する際の審査会議があつて、その審査会議のメンバーですな。自ら職員時代に審査をして補助決定をした。それが今、同じ人がこの問題に直面していらっしゃる。わかってるはずです。何がどうなっているのか。なので非常に不信感があります。

まあ、書いておいたもの見ますと、只見町宿泊・飲食事業補助金審査会の委員として、当

時、総合政策課長だった方は、大変大きな責任があります。その方は今、町長ですから、これは政治的責任、それから行政的な責任、さらには法的な責任、三つがあります。この責任をどうされますか。この事例を調べた結果、住民監査請求が起こっているケースがいくつか見受けられました。なんとか穩便に解決できないですか。これ以上、職員をいじめてどうするんですか。なんとか、町長、渡部町長としてトップ会談を行って、解決していただけませんか。どうですか。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めてお答えさせていただきます。

議員からは今回も勿論ですが、監査委員当時からご指摘をいただきしておりますので、その内容は十分承知しておりますし、職員を通じまして、決していじめるということではなくて、職務として命令を出して、そのような努力を積み重ねるように指示してまいりました。その結果の事は今、議員からおっしゃっていました。なので、私といたしましては本当に憂慮している事柄、事態であるし、看過できるものではないという認識は当然持っております。したがいまして、改めて、先ほどもご指摘いただきましたが、顧問弁護士と協議をさせていただくといった中でその、議員、確認しないとわかりませんが、概ね、5年程度ということのお話もありましたので、その対応については協議をまずし、そのうえで様々判断をしていくということに尽きるかと思います。今、顧問弁護士との協議がどういう結果、内容になるかわからないまま、先、こうする、ああする、という話もなかなかできませんので、まずはその点をやっていくということに尽きるかと思います。そのうえでしかるべき、本当に善良な町民の方々、納税者、水道料金等納入していただいている方々の不利益だったり、不公平感、不満、そういうしたものにつながらないような、そういう努力は当然していかなければならぬと思いますので、まずは顧問弁護士との協議、相談をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 通常の話ではありませんので、ここで中継されてますから、町長の、自ら、対処として、町長として、相手方の対処、どうすんだと。法的な手段をとる前になんとかしろやと。あるいは、法的な手段に訴えるのも筋ですから、いいでしょう。しかしながら、申し上げましたように、双方とも大変な公益機関でありますから、皆さん、この行方は注視しておられると思います。

職員には、町長に相談しないとできないことなんて何もありません。私も職員でしたんで。

もう、町長が自ら率先をして、段取りをつけて、やらせることはやらせる。自分がやらなければならぬことはやる。町長自ら動くことをここで約束できますか。放置できませんよ。  
もう、カウンターのスイッチ入っておりますから。

まあ、おそらく、今日、現在も、時効成立に向けて時間が進んでおります。大至急やらなければ、想定していた悲惨な事態になると思います。

余計な話申し上げますが、今朝、出がけに見てきたN H K の連続ドラマで、正義を行うには相手も傷つくし、正義を行った自分自身も傷つくというようなセリフがありまして、いや、今日出てくるにあたって、本当に嫌なことを申し上げなければなりませんが、またこれが正義だというふうにも思いません。しかしながら、解決したという形が正義を行った形でありますので、嫌な思いは当然、私もしておりますし、町長だってそうだと思います。最悪な結果を迎える前に、町長が自ら積極的にこの問題を解決していくという意思を示されて、それで私は納得しますので、なんとかひとつ、解決していただけますようお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当にあの、議員もこういう場で、このようなご質問、ご指摘を話されることが非常に、何と申し上げてよいか、本来ならしたくはないんだと、そういった非常に厳しいといいますか、やはり、町民の方々、納税者の方々、関係者の方々の公平性であったり、適正な公金管理という中からの深い思いからのご質問だということは承知しておりますし、改めて受け止めさせていただきました。

本当に、その一番、バックボーンというか、元にあるのは、法律や条例規則等に則って、適正に、公平に、執行していく、事業を取り組んでいくということが本来の姿でありますので、そのルールにそぐわない事例だということで、それを少しでも早く解決の取り組みを長自ら、やる段階にきているということを改めてご指摘いただきましたし、私自身もそのことは受け止めさせていただいておりますし、改めて本日、受け止めさせていただきました。ので、まずは顧問弁護士に協議して、そのうえでしかるべきという、含みのある話で、なかなか歯切れが悪いと思われるかもしれません、まず、そこをやっていかないと次のところにいきませんので、まず、それをさせていただいたうえで、議員が非常に様々な思いの中でのご質問であるということも含めて受け止めさせていただいて、努力してまいりたいということを申し上げまして、今日のところはご理解いただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、重ねて申し上げますが、新年度から、政策監と言われる方、それから副町長さんと、困難な仕事を全うされる体制は十分すぎるほど整っていると思いますので、総力を挙げれば、そのぐらいのことはできるものだと確信しております。なにせ、私も法律家ではありませんが、どうしていいかわかりませんが、そういった過去の判例等を見ますと、現在、時効が成立していないという私は判断に至りました。なので、すぐ時効がくるんだと思います。時効がきますと、借金、あるいは補助金の返済、義務がなくなります。大変な悪影響。本当に町長も嫌でしょうし、私も議員としての職を全うすることを優先させてきました。なんとかひとつ、よろしくお願ひしまして、先ほどのご回答を信じておりますので、これで質問を終わらせていただきます。

以上、ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

昼食の為、暫時、休議いたします。

午後の開始は1時ちょうどといたします。

休憩 午前1時40分

再開 午後1時57分

○議長（佐藤孝義君） 午前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、議案第46号 只見町広告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君）では、議案第46号 只見町広告式条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本広告式条例につきましては、告示の方法、また掲示場を定める条例となっております。

今般、蒲生地区の掲示場につきまして、地権者の方から移動してほしいということでの（聴き取り不能）がありまして、集会施設の敷地内へ移動したということで、別表にあります蒲生地区掲示場の字地番、久保1, 341番地を、上原21番地に改めるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第46号 只見町広告式条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君）続いて、日程第3、議案第47号 財産の取得についてを議題としま

す。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付ください。

[資料配付]

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので、説明ください。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第47号 財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得する。

1、名称、数量、消防用小型ポンプ付積載車1台。2、契約の方法、指名競争入札。3、  
契約金額、1,280万4,000円。4、契約の相手方、会津若松市材木町一丁目10番  
22号、株式会社ホシノ、代表取締役、湯田文章となります。

こちらにつきましては、消防用車両の整備方針に基づきまして積載車の更新となってござ  
います。

1分団2班の積載車の更新でございまして、現在の車両、平成4年製で約23年経過した  
ものでございます。

今般の新しい車両につきましては、普通免許で運転できるように対応するためにオートマ  
車ということで、併せて、車両のほうもワンボックスタイプのものでの仕様となってござ  
ります。

入札結果につきましては、今ほどお配りしました資料をご覧いただきたいと思います。  
令和7年8月20日に入札をさせていただきまして、5者、指名をさせていただきました。  
うち2者、入札がございまして、記載のとおり株式会社ホシノに決定をいたした次第でござ  
います。予定価格につきましては資料のとおりとなってございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第47号 財産の取得については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第48号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の説明の前に、町長より発言の申し出がありましたので発言を許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長より、発言の許可をいただきました。

議案第48号 只見町一般会計補正予算につきまして提案をさせていただいたところでございますが、この中で7商工費の目4の観光施設費、委託料の予算につきまして、十分、私どもの説明が尽くせてない中での提案に至ってしまいました。この点につきまして深くお詫び申し上げますとともに、今般の議案審議にあたりましては、ページ数でいいますと16ページになりますが、商工費の観光施設費、委託料につきましては提案から取り下げをさせていただき、ご理解をいたいたうえで、この予算を除いてご審議を賜りたいというふうに思います。

本予算につきましては、後日、改めて説明を尽くさせていただいた後にご審議賜りたいと思いますので、今回につきましては、本予算につきましては取り下げのうえ、お取り計らい

いただきますようご理解のほど、とお取り計らいをよろしくお願ひ申し上げます。

誠に申し訳ございません。

○議長（佐藤孝義君） 今ほど、町長の説明のとおり、予算を修正し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

それでは、修正した議案を配付するため、暫時、休議いたします。

休憩 午後 1 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 8 分

○議長（佐藤孝義君） 開議いたします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは改めまして、議案第48号についてご説明をさせていただきます。

令和7年度只見町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出それぞれ5億1,150万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ68億8,675万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表 岁入歳出予算補正によります。

第2条としまして、繰越明許費を今回、第2表で追加をさせていただきたいものでございます。

第3条におきまして、地方債の補正を第3表としてお願ひしてございます。

一枚おめくりをいただきまして、1ページでございます。

歳入歳出予算補正、歳入でございます。補正額、町税から町債まで、合計しまして5億1,150万2,000円となってございます。

2ページ、歳出でございますが、総務費から予備費までで、補正額が5億1,150万2,000円とするものでございます。

4ページでございます。第2表 繰越明許費でございます。商工費のスーパープレミアム商品券発行事業1,751万5,000円につきまして繰越をお願いするものでございます。これにつきましては、第1回目の発行、今行っておりますが、2回目の発行を12月1日から予定されております。その発行、2回目の発行分につきまして、例年3月末までに精算をしているということでしたが、今回、入学時期と3月・4月の利用を可能とするということで、したいということで、繰越をさせていただいたうえで精算をさせていただくということで繰越明許をお願いしてございます。

5ページ、第3表でございます。地方債補正ということで、緊急自然災害防止対策事業債の追加をお願いするものでございます。これにつきましては町道補修工事、3路線への充当を予定しております。

6ページから事項別明細書となってございまして、8ページからご説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、町税の個人町民税になります。1,004万8,000円の増額でございますが、賦課確定によりまして増額補正をお願いしてございます。

減収補てん特例交付金につきましては交付額確定に伴いまして若干減額をさせていただきました。

地方交付税の普通交付税でございます。4億4,704万2,000円の増額となります。当初予算で25億の予算計上をさせていただいておりましたので、総額、当初決定額が29億4,704万2,000円ということで、昨年度の当初決定額を比較しますと4,450万ほどの増額となってございます。

国庫支出金の民生費国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金、介護保険にかかる部分でございますが、これにつきましては令和6年度の精算の交付、追加交付となってございます。

9ページ、同じく国庫支出金の総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。これにつきましては定額減税しきれない方への追加調整交付分ということで、歳出につきましては微税費のほうで計上をさせていただくものでございます。

県支出金の県負担金でございます。民生費県負担金、介護保険費負担金の低所得者保険料軽減負担金。これにつきましても国庫負担金と同様に令和6年度の精算に係る交付分となっ

てございます。

県支出金の県補助金でございます。総務費の県補助金、土地利用規制対策費交付金につきましては交付額確定して、若干増額となってございます。民生費の県補助金でございます。福島県地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金ということで、6月補正で計上させていただきました買い物支援事業、宅配事業になりますが、これへの補助内示がございましたので、今回、補正増額をお願いしてございます。

10ページ、繰入金になります。特別会計繰入金ということで、介護事業特会のほうからの事務費精算繰入ということで、これも6年度分の精算に伴う繰戻、繰入金になります。

町債につきましては土木債ということで、先ほど申し上げましたが、緊急自然災害防止対策事業債ということで、道路補修事業、当初予算に計上しております道路補修事業への充当と、今回増額をお願いしてございます。

11ページから歳出、説明を申し上げます。

まず総務費の総務管理費、一般管理費の使用料及び賃借料でございます。テレビ視聴料128万1,000円ということで、これにつきましては公用車へ設置をしてございますナビゲーション、これ、テレビがついてございます。このテレビに係る視聴料につきまして、これまで未契約となっていました。公用車11台分で、古いものは平成26年度設置のものがございます。今回、未契約となっていましたので一括して整理をさせていただいて追加でお支払いをさせていただきたいというものでございます。

財産管理費の修繕料につきましては、新町住宅の給湯機の修繕ということで50万円、追加をお願いしてございます。

企画費につきましては財源内訳の補正となってございます。

情報システム管理費でございます。まず役務費の手数料でございます。電柱共架物移転手数料でございますが、これにつきましては寄岩橋に添架をしてございます光ファイバー、を添架してございますが、古い話になりますが、平成23年の7月新潟・福島豪雨の際に寄岩橋が被災をしまして、その折に光ファイバーまたNTTの設備等が被災をしてございます。仮復旧ということで欄干のほうに仮設をしてこれまで過ごしてまいりました。というのも、橋そのものの復旧工事が終わらなかったということで、長い間になってしまったんですが、仮設で過ごしてきたところでございます。今回、県のほうで寄岩橋の復旧工事完了したということで、NTTの基盤整備とともに、今回、本復旧ということで工事をさせていただきた

い、その部分の移転手数料ということで金額ちょっと大きくなりますが、656万4,000円の追加をお願いしてございます。

次の委託料でございます。これにつきましては社会保障・税番号制度関連業務委託料ということで、今般、国のガバメントクラウドのほうに接続をするようになってございます。接続に係る費用については当初予算で計上させていただいてございますが、接続後の部分について初めて接続するということもあって、その対応を町職員だけでは何かあった時に対応がちょっと難しい部分もあるということで、支援管理補助者というような形で業者に部分委託をさせていただきたいということで54万5,000円、追加をお願いするものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） それでは、11ページ中段でございます。

11目、公民館費であります。需用費の修繕料98万7,000円でございますけれども、こちらにつきましては明和公民館の地下倉庫の入り口にコンクリート壁が右左についておりますが、そちらが経年劣化によりまして一部、破損崩落が認められております。こちらの修繕のための98万7,000円増額をお願いしているものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） その下、12目、交通安全対策費でございます。工事請負費52万4,000円ということで、防犯カメラ設置工事となってございます。当初予算のほうで5台、町内に防犯カメラの設置予算をいただいたところでございますが、今般、2台追加ということで、設置場所につきましては塩ノ岐地区、布沢地区の防犯カメラを追加で設置工事をさせていただきたいということで、今回、追加の予算のお願いでございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、諸費でございます。積立金としまして地域振興基金積立金1億円をお願いしてございます。これにつきましては今年度の負担への備えということで、今回、予算積み立てをさせていただきたいものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） その下、下段となります。

款の2、総務費。項の2、徴稅費。2目、徴稅賦課費でございます。11ページ下段の報酬、それから職員手当、12ページ目にまいりまして共済費、旅費につきましては会計年度

任用職員1名分の、こちら費用となってございます。そちらの補正のお願いでございます。

19扶助費でございます。定額減税調整交付金2,403万円。先ほどの歳入のほうでご説明がございましたが、今年度の定額減税の調整交付金のほうの扶助費ということで歳出予算でございます。若干、ご説明をさせていただきます。

定額減税につきましては昨年度、住民税と所得税の課税ということで、課税世帯に対しまして所得税3万円、住民税1万円、一人当たり4万円ということで定額減税のほうを実施させていただきました。そういった中で、それで引ききれない世帯の人に関しましては、引ききれない分を調整給付金ということで、また途中から追加で給付をさせていただきました。併せまして、住民税の非課税世帯。住民税の均等割のみ課税された世帯につきましては、それぞれ別のほうで給付金のほうを支給をさせていただきましたが、今年度、7年度につきましては主に二つのケースで、こちらのほう給付対象者が出るということで、こちらのほうを調整給付、不足額給付というものが、そちらのほうで追加で給付をさせていただくものでございます。

まず一つ目のケースといたしましては、昨年度の給付金につきましては、令和5年度の所得税の申告を基に全て推計という形で調整給付という形で減税をさせていただきました。6年度の課税が決まりまして、その所得税の課税によって差が出た場合につきまして、その差額分を不足として給付をするものでございます。一例といたしましては、所得が5年度よりも下がった場合、6年度にその分、差が出るというパターンと、それから扶養親族が増えた場合、子どもが一人増えて、一人当たり4万円ということですので扶養が一人増えれば、その分増える、額が増えるので、その差が生じた方について、その差額分を支給するケースが一つでございます。

もう一つは、そもそも対象になってなかった方がいらっしゃいまして、本人が定額減税の対象外であった部分のケースとしましては、一つは個人事業主の専従、事業専従者になっていた場合、個人事業主の奥さんとかで、その人を青色申告、または白色申告で専従従業者としてとっていた場合につきましては、そこは対象にしてない、所得税法上、課税対象にしていないので定額減税の対象になってございませんでした。そういったケースもございまして、そういう方々を対象に全て一律にこの減税ができますように、併せて7年度の中で6年度の確定した所得税の基をベースに正規の追加給付をさせていただくといった内容でございます。

全体といたしましては 650 名程度の今、対象者がございます。そちらにつきまして、これからとなりますが、10月中にはそれぞれ対象者の方に通知をさせていただきまして、申請をいただいて、11月中にはこの調整給付の給付については完了したいと考えてございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては先ほど歳入のほうでありますとおり、県の補助金が該当したことによりまして、買い物支援事業にお金を充当するために財源の変更をさせていただくものでございます。

続いて、障がい者福祉費でございます。こちらにつきましては償還金ということで、令和6年度の実績、精算に伴いまして返還が生じましたので令和7年度で返還をさせていただくための補正となってございます。

13ページまいりまして7目の介護保険費でございます。こちらについては先ほど歳入でも説明がありましたとおり、介護保険事業に追加交付がありましたので、介護保険事業特別会計のほうに繰り出す分として補正をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 13ページの中段になります。2項、児童福祉費。1目、児童福祉総務費でございます。22節、償還金、子ども・子育て支援交付金返還金につきましては令和6年度分の実績に基づく返還分の増額のお願いをさせていただくものです。

2目、児童措置費の22節、償還金の児童手当負担金返還金につきましても令和6年度分の児童手当の実績に基づきまして、県負担金返還分の増額のお願いをさせていただくものです。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。こちらについても償還金ということで、養育医療の給付に関して令和6年度の実績に基づきまして返還が生じましたので増額の補正をさせていただいております。14ページまいりまして、簡易水道事業会計操出金につきましては事業会計のほうで説明をさせていただきます。

2目、予防費でございます。こちらにつきましても償還金ということで、前年度の感染予防事業費、こちら緊急風しんの予防接種ですけれども、及び新型コロナウイルスワクチン関係の接種にかかりまして前年度の実績に基づきまして返還が生じましたので増額の補正とさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 6款、農林水産業費の4目、山村振興費であります。需用費99万円でありますが、修繕料でございます。こちらの修繕料につきましては森林の分校ふざわのグラウンド山側の石垣が崩落しておりますので、そちらの修繕をしたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 14ページ下段になります。1目の林業総務費でございます。補助金として27万4,000円。鳥獣被害防止総合対策事業補助金でございますけれども、こちらにつきましては3地区の区長・会長、さらには3地区の鳥獣被害捕獲隊の隊長及び分隊長、さらにはJA、町が協議会を組んで防止対策に努めておる協議会でございますけれども、その中で本年、サル等の出没が大変多発しているということで、追い払い花火を配布をさせていただいているところでございますけれども、出没多発につきまして今回、補正をさせていただいて購入したいという内容でございます。具体的には追い払い花火1,200本ほど追加購入をしたいものでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 15ページ、款の7、商工費。2目、商工振興費の負担金、補助金及び交付金であります。補助金1,206万円でございます。内訳につきましてはプレミアム商品券発行事業補助金1,140万6,000円。そして、運輸業等事業継続補助金60万円でございます。

プレミアム商品券発行事業につきましては、当初予算で1億2,000万の発行額の予算を計上してございますけれども、6月に計画どおり6,000万の発行をしておりました。そうしたところ、252号線の不通、そして只見線の長期の不通がございまして町内消費が冷え込んでいるということで、7月に追加で3,000万の発行をしたところでございます。そうした中、10月につきましては、残り3,000万の発行になるわけでございますけれども、商工会より要望がございまして、やはりこの252号線の不通は町内消費に大きな影

響を与えていたということで、金額の増額をお願いしたいということで、12月に、従来で  
すと6,000万発行する予定でございました。そして、既にまあ、残りが3,000万と  
いうことでございますので、5,000万の増額要望をしたいということで、それに、その  
分の経費といたしまして20パーセント分の経費と事務費で1,140万6,000円とな  
ってございます。

続いて、運輸業の補助金でございますけれども、こちらのほう令和6年12月に県トラッ  
ク協会会津支部より要望が出されました。経営危機に瀕するトラック運送業界からの要望と  
いうことで、内容につきましては物流の2024年問題への対応。これについては時間外労  
働時間の制限。そして、待遇改善。そして、燃料価格高騰、物価の高騰。こちらに対応する  
ために補助を要望するということで、そういう要望が提出されました。そうした中、252  
号線の不通等もございまして、従来通っていた252号線が通れないというような事業者も  
現れた中で、今回、補助金をつくり、そして支援していくものでございます。内容について  
は6.5トン以上の車につきましては3万円。3トンから6.5トンまでについては1万5,  
000円。1台につきですね。3トン未満については1万円ということで組み立てましての  
予算の計上でございます。

続いて、その15ページの3目、観光費でございますけれども、こちらのほう会計年度任  
用職員の報酬等の経費でございますが、13目の使用料及び賃借料まで、地域おこし協力隊  
2名分の計上となっております。こちらの地域おこし協力隊につきましては、アウトドア事  
業推進及び情報発信事業ということで、それに関連して仕事をしていただきたい、地域振興  
していただきたいということで、就業場所については観光公社、そして交流推進課のほうを  
予定してございます。

続いて、15ページの下段ですけども、24節ですね、積立金につきましては観光施設等  
整備基金積立金1億円でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 16ページ中ほどになります。款の8、土木費。2目、道路維  
持費でございます。需用費、消耗品費、除雪機械分478万1,000円の補正でございま  
す。こちらにつきましてはドーザータイヤのチェーン、2台、8本。さらにはロータリータ  
イヤチェーンとして2台、8本を購入をしたいという内容でございます。通常は当初予算で  
あらかじめ更新が必要なものについては計上をしておるところではございますけれども、今

年度の除雪機械の点検整備におきまして必要であるということでなったもので今回補正をして、来る冬期に備えたいものでございます。

続きまして、12節の委託料。町道除雪委託料9,400万円でございます。こちらにつきましてはご承知のとおり、令和6年度、大変な豪雪というようなことで、令和7年度に入って4月についても春先除雪として執行がございました。その金額が約9,400万円でございました。そういったことから今冬の除雪費について、当初予算ベースで予算を確保したく、今回、9,400万円を追加して当初予算同様2億1,000万円ほどの予算規模で今冬を迎えるべくしたいというものです。

もう一つ、道路維持管理業務委託料300万でございますけれども、こちらにつきましても昨年度の豪雪で道路補修が非常に増加してございまして、今後も含めて補修の部分が必要になりますので、昨年等、例年ベースの執行額として300万円程度が必要と考えまして、今回、補正をさせていただきたいものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 16ページの下段になります。

款の10、教育費。社会教育総務費、2目、事務局費でございます。24節、積立金の教育施設等整備基金積立金1億円につきましては施設整備等に充てるための積立金でございます。

17ページにまいりまして、小学校費。1目、学校管理費の10節、需要費、修繕料につきましては只見小学校の雪害修繕、それから朝日小学校の暖房設備の油漏れによります緊急修繕等によりまして既定予算に不足が生じますので、今後の緊急修繕分を含めて100万円の増額のお願いをさせていただくものです。

社会教育総務費。2目、文化財保護費の12節、委託料につきましては比良林サラサドウダン生育環境改善委託料でございます。今年5月に現地確認を行ったところ、3株のうち1株に枯れ枝が見られ、樹勢が弱まっている状況が確認されております。このため県文化財課を通じて7月上旬に樹木医による現況調査を行った結果、原因は根腐れと考えられ、環境改善として土壌の湿気対策、枯れ枝剪定などについての指導がありましたので、9月補正において枯れ枝剪定にかかる予算をお願いしてございます。

3目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費の8節、旅費につきましては会計年度任用職員1名の採用に伴いまして、7月から通勤手当が生じましたので7万8,000円の増額

をお願いさせていただくものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 最後、予備費でございます。3,865万4,000円を増額して予算の調整をさせていただきました。

18ページからは給与費明細書となってございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、補正予算、説明をさせていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 11ページの、一番最初に説明ありました、一般管理費のテレビ視聴料128万1,000円ですけれども、これはNHKの視聴料というか、ということで、先日の広域議会のほうでもこの件、話題になりました、消防署の消防車両とか、そういうものに付いていたものについての請求があったということで、まったく、NHKひどいなという話に、だなというところなんですかとも、肝心のN党もひどい。だから、たぶん、なかなかこれ、NHKつぶれないなって思ってまして、これ、払わなきゃいけないなと思うんですけど、その時の説明も、これ、過去5年遡った使用料だということでしたが、ちょっと一応確認で、ちょっと教えてください。

それと、広域のほうでは、前年度までは払うけども、今年度はゼロというふうにされました。

ごめんなさい。ちょっと、ここはちょっと僕も、確認してなかつたんですけど、おそらく、カーナビ取っちゃったのか、もしくはチューナーのないカーナビに取り換えたのか、されたと思います。なので、今ある、この請求あがっている車両について、今後、カーナビ、どのようにされるか。その車両にカーナビが必要なのか。知らないのか。もしくはチューナーのないカーナビに切り替えることが可能なのか。そこを教えてください。

それと、この額は、過去、遡った分ということですので、これまで通り、チューナー搭載のカーナビを使用し続けるとして、年間どれぐらい、視聴料というのがかかりそうか、その

辺も教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどテレビ視聴料のご質問をいただきました。

まず、カーナビ、先ほど11台分というふうに申し上げました。一番古いものは平成26年に設置をしてございます。費用、視聴料としましては、その設置した月の翌月から発生がします。で、今回、未契約だったということで、時効の発生がございませんので、5年という括りはなくて、26年度まで、26年の設置した翌月分まで支払う形になります。ですので、総額で120万という大きな金額になる部分もございます。

もう1点。今後そのカーナビをどうするかということで、11台、今付いてございますが、ちょっと全部を、テレビ視れなくして良いかどうかまで、ちょっと今、はつきりしてございませんが、ある程度は整理をして、アンテナを外す等して視れない形にしたいというふうに思います。視れなくなつていれば発生はしないということになるようですので、カーナビをそっくり交換してしまうと、なかなかお金かかりますので、アンテナ等を外す形を今は考えてございます。

年間、もし、全て、11台のままであると、基本的に今計算しますと、満額ですと、1ヶ月1,100円かかります。月。11台で計算しますと14万5,200円が正規の金額になりますが、事業所割ということで、その建物内でテレビ視聴料払っている場合には、それと一緒に合算できるということで、約半額になりますので、そういった事業所割を活用すると年間半額で7万5・6千円になりますね。7・8千円ぐらいの負担にはなるという形になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） わかりました。

なお、今後の運用、カーナビ、それからカーナビでテレビを見る必要があるかという部分に関しては、よく検討のうえ、その視聴料についてまた教えてください。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今ほどのナビゲーションの質問なんですが、1台あたり10万円の、約10万円の補正、ですよね、11台分で。14万円。今、説明なさいましたけども、アンテナ外すとかっておっしゃいますけども、今のカーナビゲーションはフロントガラスに埋め

込みとか、そういうタイプが多くて、良い車ほど、そうなってます。そんな、こんな今、簡単に説明なさいましたけど、新車を買えば今は、ナビゲーションは普通、付いてくると。しかも埋め込み式。しかも、NHKだけ視ないというような設定をすれば内部をいじらなければならぬ。であれば、NHKだけ見えないチューナーを入れ替えるなんていうことは、可能性としてはほとんど無理な状況ですよね。今の車。どうやって対応なさるのかなと思つてますし、大体、これ、買った時に、そういう申請をしなければならない、これは原因は、役場側のミスだったんでしょうか。その辺のところ教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

ナビゲーション、様々、機種ございます。古いものについてはまあ、アンテナを張り付けてあるものもございますので、そういうものの、外せるものについては外すという形をとりたいと思います。新しい車については、アンテナを外せないとか、接続を、線を抜くだけで対応できるかどうか、その辺はちょっと精査をさせていただいて、できるものは見れない状態にしたいというふうに現状は考えてございます。

あと、今後、購入する車については、チューナー、ナビでも、今、チューナーないナビも、あるやに聞いてございますので、そういうものを導入するか、あとはまあ、これはちょっと個人の携帯を使う形になってしまふかもしませんが、個人のスマホにある地図アプリ等を使っていただくようなことも、若干、あり得るかなと思いますが、できるだけチューナーのないものを検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 例えば、アンテナあるものを外せば、ナビまで使えなくなってしまうようなナビもあります。で、個人のスマホっていいますけども、今、ながらスマホははつきり言えば違反なんですよ。警察から言わせれば。スマホ。歩きながらだって罰則されるような時代に、個人のナビを見ながら行くなんていうことは、役場としてはどうかなと俺は思うんですが。だからこれは、僕は、どこに、どういう原因があったのか。確かに役所は払わないやならない。それから（聴き取り不能）ってあったんですが、これ、入れた時に、入れた時にNHKさんと、ナビ付のは契約しなければならないとか、そういうあれの落ち度だったのか。その辺のところを教えてくださいと。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） すみません。答弁一つ落ちておりました。

基本的に、ナビゲーション、NHKを受信できる機器を設置した場合には、設置者がNHKのほうに申請、届出をして、それに基づいて契約が成立してお支払いをするという形になってございます。今回、何故、落ちていたかということにつきましては、我々の認識がなかった、不足していたと、そういうものについて支払わなければいけないという認識が落ちていたということで、落ち度といえば役場側にあるということになりますので、大変申し訳ありませんが、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ちょうど今朝の新聞にも出ておりました。これ、何がそういう原因になったのか。只見だけではなかったようですが。まあ、これ、よく、その、役場側に責任があるのか。NHK側がしっかりと、あれなのかどうかはわかりませんでしたけども、その新聞を読んで、ちょっと腑に落ちなかつたものですからお聞きしましたが、チューナー外すといいますけども、民間のテレビは見て良いわけですよ。NHKだけなんですよ。だから、どうも腑に落ちない。例えば民間のテレビを見る権利までなくすることはNHKさんはできないわけなんで。だから、その辺のところはよく、調整してほしいと思いますよ。やはり、行政と、NHKさんというか、今の時代はもう、みんな付いてますから。それ、NHKだけ覗れなくするとか、そういうのはちょっと、物理的に無理なんじゃないかなと僕は思うんで。民間の業者さん、民間のテレビ、今、あっぷあっぷしてますから、またこれ、変な問題になっちゃうと思うんで。まあ、その辺のところ、よく研究して、お願いしたいなど、そういうふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 勿論、NHKだけ覗れなくするということはちょっと不可能です。ですので、全て、テレビは受信できない形になります。あくまでも公用車ですので、そのテレビを見る必要があるかどうかという部分も含めて、設置については検討をさせていただくんだと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今、話を聞いておって、わけがわからない状態で、しががってその、何を、どう聞いていいか、わかんねえような状態なんですが。

俺の車もナビ付いてるし、今時、ナビ付いてる車、みんなあるわけで、ナビを使うこととN H Kとの関係というのはわかんねえんですが、これはどういうシステムになっているということなのか。おそらく、町民を代表してお伺いいたしますが。

それとその、請求書があつて、支払い義務が生じると普通は思いますが、ずっとこれ、請求書がきたのに払わなかつたという意味なんでしょうか。

この、二つ、ナビと、車に付いてるナビとN H Kの関係が何なのか。それから、いわゆるその、請求書がきて、普通は役場の財務規定もそうですけれども、請求書のねえものに支払い義務があるのかどうなのか。それをまず、お伺いしたいと思います。

二つ目には、N H Kはその、何の法律なり、決まり事を根拠に、そういうことを言つてきているのか。この二つ、お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まず、根拠でございますが、放送法第60条によります。で、その部分の中に、業界の放送を受信することのできる受信設備というものがございます。ナビゲーションにつきましてもテレビのチューナーが入つて、アンテナが接続されていれば、放送を受信できる設備、受信設備になりますので、それに対して支払わなければならぬことになります。先ほどおっしゃいました、請求がきて、ということがあつたかと思いますが、これまで町のほうでは設置はしてあります、N H Kのほうに届出をしないので未契約になつてございましたので、請求はこれまでございませんでした。ので、お支払い、もつてなかつたわけなんですけども、今回、未契約だったものを改めて契約をさせていただくことになります。その契約した時点から請求が発生をしますが、ただ、支払うものは設置した翌月から支払ってくださいということになりますので、遡って支払わざるを得ないというのが現状となってございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 結局あの、話はわかつたとするしかありませんが、そうすると、今時その、一般の町民の方々、全て、1台なり2台なり持つてますので、放送法となれば、官公所、民間問わず、そういう義務が生じるという話ですが、これはあの、普通の一般家庭の車、乗用車、トラックまで含めて、ナビを搭載しているもの全てその放送法60条によって料金が搭載されると考えるべきなのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） その件につきましては、まず契約方法が事業者と一般家庭では違います。一般家庭の場合には世帯単位での契約ということになりますので、世帯で契約をされていれば、その中に何台あろうが、受信料は同じになります。ただ、事業者の場合は1台あたり、テレビごとに請求があるということになりますので、その台数に応じた受信料を払わなければいけない。ただ、先ほど5番議員にも言いましたけども、一緒の建物にあるものについては割引が適用される部分もあるということにはなってございますが、基本的に1台あたりの受信料ということで法で定められているようでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 3番。

○3番（酒井右一君） これもあの、質問というよりは、この勉強みたいになってしまいますが、これ、皆さん、中継で観ていらっしゃいますので、あえてお伺いしますけど、今あの、ナビたって、その携帯から、Wi-Fiというか、その電波を飛ばして、携帯のナビを画面に映す方式と、車本体にある、そのナビと、使い分けできるようになっている車が最近出ておりますし、俺の車もそうですが、そうしますとその、携帯から発出しているWi-Fiによって映っている画像については、車からコントロールはできないということになります。でも、それ、べつにナビですから、画面を映っているもの視ればいいわけで、ただしその、車自体が機動した時に、スイッチを入れて、車のナビを使うと、それはNHKだと、いうようなことになっているということはご存じでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 受信器がどちらに付いているかという話になるかと思います。ナビ自体には受信装置はないけれども、携帯に受信装置があって、そちらから飛ばしている場合には、逆に、その携帯のほうに受信料が発生することになりますので、携帯電話等に受信可能な部分があれば、それも1台ということになります。なるようでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 11ページの交通安全対策費の防犯カメラ設置工事ですが、当初予算で5台付けられるということは記憶していますが、ただ、これ、5台、場所どこだったのか、再確認をしていきたいんですが、あと、塩ノ岐、布沢地区で今回増設されるということは窃盗事件とか、あったような感じ、そういうもの受け増設されたんではないかと思うんです

が、今回、全部で7台ということなんですが、今後の動向というか、そういう状況で整備計画というのはお持ちなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。こういう山間地域で防犯カメラを付けなきやならないような状況というのは大変残念な部分でもあるんですが、今の社会の状況ですと、この防犯カメラの事件に関する有効な手立てでもあるようには感じておりますが、整備計画等についてのものと、あと現在の設置箇所について確認をしていきたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 矢沢議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

こちらの計画は只見交番の署長と一緒に考えさせていただいて、ある程度、国・県道、車の往来が多いところに、中心に今年度、5箇所、設置をさせていただきました。今年度の予定箇所、設置箇所ですが、入叶津、それから駅前庁舎、只見川の農村公園、それと小川と上福井となってございます。これで大体、車の通り道というようなところでカバーしまして、今後、今年、今回お願いする2箇所でございますが、塩ノ岐、それから布沢が今回、追加のお願いとなった予算でございます。こちらにつきましては、一部あの、盗難被害、空き巣被害が実はあります、そういったことから、この2箇所を、うち1箇所あったんですけども、追加をさせていただくということで、塩ノ岐については入り口からずっと奥、行き止まりになりますが、そこの部分に関する部分がなかったと。で、布沢につきましては手前のほうの、既に防犯カメラ設置されてる部分あるんですけども、坂田にはあるんですが、松坂峠を越えて入ってくる車輛が監視できないということで、今回、追加対象といったようなことで2台、追加をさせていただくお願いでございます。

一応、一通り、この中で国・県道等につきましては、車の通り道、只見町の中で主要ルートについてはカバーできるということで、今年度で一応、予定の計画は終了となりまして、必要に応じては来年度以降、追加の場所もあろうかと思いますけども、現在のところはそれで町内の主要箇所はカバーしたということで、計画については一旦、これで終了となります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） わかりました。大体、主要道路ということなんですが、来年度後半から八十里暫定開通というような流れもあります。そうすると、人の行き来が多くなる。そういう部分でいろいろな部分、危惧される部分あります。やはり、こういう部分では防犯の抑

止というか、そういう部分での、本当に検討しながら、そういうものを整備計画をしっかりと立てていただきながら、町民の安全安心のためにも有効に活用していただきたいなと思いますので、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） ご意見いただきまして、ありがとうございます。

そういう形で、今、防犯カメラ、犯罪の抑止には非常に有効であるということで伺っておりまして、警察のほうと協力をさせていただいて、こういった場所にも必要だというのがあれば、そちらのほうにも設置をしていきたいと思いますし、県のほうでもそういった部分、今年から設置の補助ができたようでございますので、そういった部分も活用させていただきながら、安心安全のために進めさせていただきたいと思いますので、引き続き、こういった部分、ご協力のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 11番、齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 17ページの比良林サラサドウダン生育環境改善委託についてお聞きいたします。

7月の調査で根腐れをおこして枝が枯れているということで、枯れ枝の剪定を行うと言わされました。根腐れに対する対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えします。

根腐れ対策につきましては、7月29日に、トイレのほうからのオーバーフローした水がサラサドウダン側の池にこないよう堰止めをしまして、池の水をポンプで出してござります。現在、池は渇水状態になっておりますので、その状況をちょっと今、現在見ている状況なんですけれども、まず傍にある池を枯れさせる必要があるという指導をいただきましたので、こういった対策をとってございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 2点伺います。

14ページから伺いたいと思います。

鳥獣被害のところなんですけれども、こちらの27万4,000円でございます。集落歩

いた時にですね、一人二人の方からですね、サルがひどいと同様に聞いておりまして、それで予算がないから花火、追い払いの花火がまわってこないんだというような方が一人二人、というふうな方がいらっしゃったので、予備費を流用できないかだとか、課長決裁でできなかだとか、ちょっとその辺、内部がわからないんですが、ちょうど夏の収穫の時に花火が、追い払いの花火が足りないというのは切ないなと思いましたので、内部でどういう対応をして、集落の方が必要だと思った時に途切れなくできる体制のほうがよろしいかなと思いましたので、そのあたりについて伺いたいなと思います。

もう1点は15ページのですね、運輸業の事業の補助金ということで、のところでございます。こちら、県のトラック協会の方からのご要望というか、陳情というか、でいらっしゃったということで聞いておりまして、こちらがまあ、財源としては一般財源から全て出ているというふうに見えます。伺いたいところは、県の動きは、こういう県のトラック業界さんへの補助は出ているのか。ほかの自治体の動きはないのかと。率先して町が事業者に対して補助を出すというところは今の、昨今のところを考えると私は賛成なので、ほかの自治体も動いていたり、県だとかも動いたほうがいいなと思いますので、そういった動きのところを伺いたいなと思います。

以上、2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 14ページの鳥獣被害防止総合対策事業補助金の中の追い払い花火の件で、その追い払い花火がなくなつて、住民の方に配られないような場合に、予備費流用的な形での執行はできないのかというお話をございました。まず、これ、協議会予算でするので、会長が町長ですので、その中で一部、予備費等あります。ので、予備費の利用については町長に一任されておりますのでできますけれども、まずはできます。ただあの、先ほどお話をあった、その花火が全然なくなつて、町民の皆様に渡せなくなつたという事例は今年はありません。今回も全然なくなつたので補正ということではなくて、随時、在庫を確認しながら購入をしておりますけれども、やはりあの、今回、そういったことで非常にサルの出没が多いということで、今後を見据えて予算を、補助金の額を増やさせていただいて購入をしたいという内容でございます。ですのでちょっと、そういったことはなかったというふうに記憶しておりますけれども、そういった対応もできますので、そういったことでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） ほかの自治体の状況でございますけれども、県内の自治体、私のほうの資料では18自治体が同じ、多少、幅はあると思いますけれども、それを行っていいるということでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 1点お伺いしますが、今の鳥獣被害のところの、に関連して質問ですけれども、あれ、熊が出ましたという放送をされますよね。よく。あれは、何時から何時までの間は放送しますという決まりってあるんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 特段、時間的なことは決めておりませんけれども、その危険性に応じて夜間でも放送するというふうな場合はあろうかと思います。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 昨年の話ですけれども、9時半頃に蒲生地区に出て、住宅街に出て、それで放送を頼んだら、放送していただけなかったというふうなお話を伺っています。ですからそれ、たぶん、9時半という微妙な時間です。やっぱりその辺も、例えば役場庁内のはうで、何時までは放送しますけど、何時からはできませんよという基準を設けると同時に、その近辺の方に電話なり何なりでお知らせできるような形で、区長さんを通じてでも良いと思いますので、こうした形での、その被害防除体制みたいなのをつくられてはいかがかなと思います。

あと、イノシシに関してはイノシシが出ましたという放送は一度も聞いたことありませんけれども、結構、うちの畑の辺り、穴っぽ掘られ…

○議長（佐藤孝義君） 10番議員、予算審議ですから、予算に関して、一般質問と違いますので、

○10番（鈴木好行君） じゃあ、やめます。

○議長（佐藤孝義君） 別の場所でお願いします。

ほかにありませんか。

目黒道人君。

何回目。2回目。

○ 5番（目黒道人君） 3回目です。

○議長（佐藤孝義君） 3回目。

○ 5番（目黒道人君） すみません。またサルの話で恐縮ですけれども、先日も委員会の中でこの件は伺ってまして、花火、追加購入ということで伺っています。でまあ、出没多いなということでしたけれども、やっぱりそこから経過して、もう本当に、実際多いんだなというが実感としてわかる感じですね。家の近くにも来てまして、結構、部落の人からも聞かれるんですけれども、今後、今回は花火ですが、特に今年、山のね、実りが少ないという話も聞いてますので、それで下りてきちゃうんだろうなっていう、そういう背景もなんとなくわかる気がします。なので、今後、この部分に関しては捕獲も含めた花火以外、今後、対策、ちょっと検討される予定あるか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○ 農林建設課長（星一君） サルの出没が非常に多いと、追い払い花火以外の対応、今後の予定等々ということになろうかと思います。花火については確かに追い払いということです。サルの捕獲につきましては、括りワナでの捕獲は原則、できないです。それ以外は銃での捕獲は場所によってですけれども、捕獲はできる。さらには箱ワナというか、そういう方法は現実問題、できます。できますが、現状あの、そういうことを実施をしていただくとなりますと、猟友会、いわゆる鳥獣被害の捕獲隊の方々のご協力を受けながら、協議をしながら、今後どうしていくかということも検討をしていかなければならぬというふうにならうかと思います。

他の市町村でも大きいその、箱ワナといいますか、そういうもので捕獲をされている事例等々もあるというふうに聞いておりますので、猟友会との協議、さらには検討しまして、今後、対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありますか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） これで質疑は終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第48号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第49号 令和7年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第49号 令和7年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和7年度の国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正となります。

歳入歳出それぞれ1,270万8,000円を追加しまして、総額をそれぞれ3億4,757万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第1表 岁入歳出予算補正によるものでございます。

地方債としまして、地方債の起債の目的、限度額、方法等につきましては、第2表 地方債によるものでございます。

一枚おめくりをいただきまして、第1表 岁入歳出予算補正でございます。

歳入でございますけれども、諸収入、町債、合わせまして1,270万8,000円の増額となってございます。

2ページまいりまして歳出でございますけれども、診療所費で1, 270万8, 000円の増となってございます。

3ページ。こちら第2表 地方債ということで、過疎対策事業、限度額として1, 080万円となってございます。これにつきましては医療機器の購入等に充てさせていただく予定としてございます。

説明を6ページからしたいと思います。

6ページ、歳入ですけれども、諸収入の雑入でございます。雑入で、見込みの部分の雑入と、町有建物等損害保険金ということで計上をさせていただいておりますけれども、これにつきましては公用車、診療所の公用車に大規模な修繕が発生しまして、それに対する保険金ということになってございます。

町債につきましては、一般会計債の過疎対策事業ということで、医療機器への整備事業分となってございます。

7ページまいりまして歳出でございます。

診療所費の総務費、一般管理費の需要費でございますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、公用車の大規模な修繕があったということで、修繕費の、修繕料の不足が見込まれますので増額の補正をお願いするものでございます。

その下、医業費の歯科医療機械器具費でございます。こちらの備品購入でございますけれども、歯科用の一般備品ということで、パノラマエックス線装置という歯科用のレントゲンなんですけれども、こちらが故障をして、この装置、平成17年に購入しまして大切に、20年ほど使っていたものなんですけれども、やはり古くて、交換部品がもう、ないということで、今回、サーバー、パソコン、口腔内カメラ、デジタルスキャンと併せて一式更新をさせていただきたいというものでございます。この装置がありません、現在ないので、診察をちょっとお断りせざるを得ないというケースもありますので、早急に購入をしたいと考えてございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 大切なところなんで、（聴き取り不能）と思いますが、これあの、医療機器、いつもそうですが、まるっきり更新するということなんですね。交換して、去っていく品物に対して、下取りとか、なんといいましょうか、買い上げとか、使える部品も相当あるんだだと思いますが、そういう話した話し合いというものはないものなんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） こちらのエックス線装置につきましては、高額ですので診療所内でも歯科医師含めてご相談をさせていただきました。実はエックス線装置自体はそんなに高額なものではないんですけども、やはり、当時の購入した時期というか、サーバーを、そのデータを残して置いたりするサーバー、そしてそのパソコン自体がもう古いものなので、新しいエックス線を入れても接続できないと。そういうこともありますて、勿論、使えるものは勿論使ってございます。全てあの、歯科で使う全てのものを全部、総入れ替えするわけではございません。口腔内カメラにつきましても全部を入れ替えするわけではなく、今使えるものは、使って接続できるものは残すという形で検討した結果、この金額になったということでございますのでご理解をいただければなと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありますか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第49号 令和7年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第50号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続きまして、議案第50号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

令和7年度只見町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正でございます。

総額からそれぞれ185万5,000円を減額をしまして、総額を8億212万円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、

第1表 岁入歳出予算補正によるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 岁入歳出予算補正でございます。

歳入ですが、保険料及び繰入金で、合わせて185万5,000円の減となってございます。

2ページまいりまして歳出でございますけれども、こちら総務費から予備費、合計で185万5,000円の減でございます。

5ページから説明を申し上げます。

歳入でございますけれども、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料でございます。こちらにつきましては本算定によりまして額が変更になったことによる減額の補正とさせていただいているものでございます。

続いて、繰入金。一般会計繰入金でございますが、こちら一般会計のほうの歳入歳出でも説明しましたとおり、追加の交付がございまして、一般会計のほうから繰り入れる金額となってございます。

6 ページまいりまして歳出でございます。

総務費、介護認定審査会費の認定審査会共同設置負担金ということで、昨年度の実績に基づきまして、認定審査会の件数が決まったということで、その実績に伴いまして負担金の減額となりますので、今回補正をさせていただいております。

続きまして、諸支出金の償還金の部分でございますけれども、介護保険制度改革改正に伴いまして、システム改修補助金を昨年いただいておりましたが、実績に基づきまして返還が生じましたので、償還金として計上するもの。そして、下段の操出金のほうでは、町分として一般会計へ繰り戻すものとしての償還金を計上をさせていただいております。

7 ページまいりまして予備費で調整をさせていただきました。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第50号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、議案第51号 令和7年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） それでは、議案第51号の予算説明の前に、本補正予算につきましては、7月22日、朝日財産区管理会を開催をさせていただきまして、補正予算の提案について同意をいただいておりますので、あらかじめご説明をさせていただきます。

それでは、議案書の説明のほうに入らせていただきます。

議案第51号 令和7年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

まず第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,588万3,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表 岁入歳出予算補正によるものでございます。

おめくりをいただきまして、1ページでございます。

第1表 岁入歳出予算補正ということで、歳入でございますが、諸収入におきまして雑入1万7,000円の減額となってございます。

めくっていただきまして、2ページ目、歳出でございます。財産管理費及び予備費、合計いたしまして1万7,000円の減額となってございます。

5ページ目からご説明をさせていただきたいと思います。

5ページ、諸収入の雑入。1目、雑入でございます。雑入1万7,000円の減額となつてございますが、こちらは県のほうの事業でございます、黒谷川砂防堰堤改修工事に係ります、緑の森づくり公社からの分取林、解除保証料が確定をいたしました。確定に伴いまして減額となってございます。

続きまして、6ページ。めくっていただきまして6ページでございます。

歳出でございます。

財産管理費、総務管理費の1目、一般管理費でございます。8節、旅費でございます。1

万6,000円の増となってございますが、費用弁償といたしまして非常勤特別職費用弁償が1万4,000円、一般旅費2,000円が増額をさせていただいております。これにつきましては、去る6月会議におきまして、旅費条例が改正となりました。単価が上がったというところで委員7名及び事務局員1名の旅費のほうの不足分を今回補正をさせていただきたいものでございます。18節、負担金、補助及び交付金でございますが、先ほどの収入のところで緑の森づくり公社からの保証料の減額に伴いまして集落の交付金につきましても減額ということで確定をいたしましたので、今回減額をさせていただきたいものでございます。

予備費1万6,000円の減額で調整をさせていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を行います

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第51号 令和7年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、議案第52号 令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第52号 令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

先ほど一般会計のほうで845万9,000円の操出金の一般会計の補正をお願いいたしました。そちらに基づきまして、当初額の算定の額との差が出ましたので、その分、操出をさせていただいた分を事業会計のほうで受けるものでございます。

第1条、令和7年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条といたしまして、収益的収入及び支出の補正でございます。

予算第3条に定めた営業外収益の金額を次のように改める。

第1款、簡易水道事業収益1億4,467万円の既定予算額に、補正額71万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算額1億4,538万5,000円とするものです。

第2項の営業外収益8,155万5,000円に71万5,000円を補正しまして8,227万円とするものでございます。

その下にまいりまして、資本的収入及び支出の補正です。

第3条といたしまして、予算第4条に定めた改築改良費の金額を次のように改める。

第1款、簡易水道資本的収入、既定予算額3億7,622万4,000円を、補正額774万4,000円を加えまして、補正後の予算額が3億8,396万8,000円となります。

第2項の補助金におきまして、1億2,261万1,000円の予算額に補正額774万4,000円を加えて、1億3,035万5,000円の補正後の予算額となります。

その下になります。他会計からの補助金の補助金の補正ということで、第4条のほうに、予算第9条に定めた簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億4,286万3,000円に改めるものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の明細書です。

収益的収入および支出の収入の部分で、款の1、簡易水道事業収益。項の2、営業外収益。目の1、他会計補助金。1節、他会計補助金ということで、既定予算額3,892万1,000円に補正額71万5,000円を加えまして、補正後の予算額3,963万6,000円となるものでございます。

内容といたしましては一般会計からの繰入金の長期債の償還費の利息分71万5,000円となります。

その下、資本的収入及び支出でございます。1の収入、簡易水道事業資本的収入の項の2の補助金。目の1の他会計補助金。節の1、1節、他会計補助金ということで、既定予算の9,548万3,000円に補正額774万4,000円を加えまして、補正後の予算額1億322万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、一般会計からの繰入金の長期債の償還費の元金分774万4,000円となってございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家忠君） 不慣れですみませんというところから質問させてください。

他会計に比べて支出がない状況に見えまして、収入だけというところで、その元金償還分として一般会計から入ってきたお金がストックされているのか。ほかだとプラスマイゼロになるところが、こっちプラスの800なんぼ、で止まっているように見えるので、ちょっとそのあたり、こちらの不勉強の質問で申し訳ないんですが、そこを教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

事業会計の補正予算で今回、こちらのほうに記載をさせていただいた部分、当初予算の算定額で、こちら償還債のほうの金額のずれが生じましたので、その分、一般会計から、当初予算でそもそも、繰入れる部分が不足した部分を今回、追加をさせていただくものとなってございます。それぞれの金額につきましては、当初予算のほうで全体のベースで決まってお

りますが、その中で今回、動きがあったものを補正ということで、こちらに表示をさせていただいておりますので、全体の部分で変わった部分、ここしか出てませんので、内容としてはそういった部分で動きがないように思われますが、そういったことでこちらの補正予算のほうは、こういった表示になってございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君）ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第52号 令和7年度只見町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

## ◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君）上着の着衣を求めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時34分)